

インフラ長寿命化計画に係る主な動き

これまでの主な経緯

国：平成 25 年 11 月	インフラ長寿命化基本計画を決定（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）
国：平成 26 年 4 月	「公共施設等の総合的かつ計画的な推進について」通知、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の策定
道：平成 26 年 7 月	庁内に「インフラ長寿命化推進会議」設置
道：平成 27 年 6 月	北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定 <i>（計画期間：H27 年度からおおむね 10 年間→R6 年度まで）</i>
国：平成 30 年 2 月	「公共施設等の適正管理の更なる推進のための留意点について」通知、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂
道：平成 31 年 3 月	北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）を一部改訂 （中長期的な経費の見込み等を記載）
国：令和 3 年 1 月	「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」通知
道：令和 4 年 3 月	北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）を一部改訂 （有形固定資産減価償却率の推移など必須事項を追加）
国：令和 4 年 4 月	「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を改訂
道：令和 5 年 3 月	北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）を一部改訂 （脱炭素化の推進方針を追加）

今後の予定（イメージ）

道：令和 5 年度～	北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）改定に向けた内容の検討など
道：令和 6 年度～	北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）改定の作業
道：令和 7 年 3 月	北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）改定

北海道インフラ長寿命化計画改定に向けた検討のポイント

計画に記載すべき事項（公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針 R4.4 より）

一 公共施設等の現状及び将来の見通し

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量の推移、老朽化の状況、利用状況等）
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 現在要している維持管理費、維持管理・更新に係る中長期的な経費の見込み及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間（少なくとも10年以上とする）
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ①点検・診断等の実施方針
 - ②維持管理・更新等の実施方針
 - ③安全確保の実施方針
 - ④耐震化の実施方針
 - ⑤長寿命化の実施方針
 - ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ⑦脱炭素化の推進方針
 - ⑧統合や廃止の推進方針（廃止する場合の考え方や、統合の推進方針）
 - ⑨数値目標（施設の数・延べ床面積等や、トータルコスト縮減・平準化に関する目標）
 - ⑩地方公会計（固定資産台帳等）の活用
 - ⑪保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
 - ⑫広域連携
 - ⑬地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
 - ⑭総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

※⑨～⑭は「記載することが望ましい」事項

- (5) PCDAサイクルの推進方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（施設類型毎に必要な事項）

検討の体制・スケジュール（イメージ）

インフラ長寿命化推進会議及び同ワーキングチーム（WT）において検討

R5年								R6年		
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		個別施設計画調べ →	方向性(たたき台) →	課題・意見		方向性(案) →	課題・意見		R5フォローアップ →	改定の方向性決定 →

【参考】個別施設計画の記載事項～「インフラ長寿命化基本計画（H25.11）」抜粋

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

[記載事項]

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。